

“第2弾”だぞ〜

第1弾を利用した人も要件が合えば
申込みOKで〜す

ふるさととは
いつもみなさんを
応援しています！
筑西市長 須藤 茂



筑西市からの
“贈り物”
です

申請は3/18まで

ちくせい若者支援便

地元を離れて県外で勉学や仕事に励む、本市出身の若者に地産品などをお贈りします。手続きは簡単ですので、ぜひご利用ください。

▶対象者＝本市出身で県外（国内）に居住する18歳以上25歳以下の人 ▶申請者＝市内在住のご家族（父母などの養育者）▶申請方法＝申請書に身分証明書などの必要書類を添えて、窓口へ持参・郵送・メール・FAXで申請してください。

問 人口対策課 ☎ 22-0500（本庁4階）



詳しくはホームページをご覧ください。



「マスクなし」をなくしましょう！

飲食をとまなうシーン

ランチ・ディナー

美味しい食事で「マスクなし」のおしゃべりが進んでいませんか？

ホームパーティー

気の合う仲間と「マスクなし」で盛り上がっていませんか？

冠婚葬祭

これまでのマナーを気にして「マスクなし」で食事していませんか？

気の緩みが起こるシーン

喫煙室・休憩室

「マスクなし」で一息ついたまま、おしゃべりしていませんか？

自動車内（友人とドライブ、旅行の道中）

換気のない狭い車内で「マスクなし」になっていませんか？



公共施設の利用制限

茨城県独自の緊急事態宣言の発令を受け、下記施設の利用を中止します。

2月7日(日)まで利用中止

▶市役所庁舎内施設

キッズコーナー「ちっくんひろば」
コミュニティプラザ（スピカ6F）
地下1階多目的スペース

▶社会福祉施設・健康増進施設

あけの元気館、総合福祉センター
関城老人福祉センター
明野老人福祉センター
明野いきがいセンター
協和ふれあいセンター
協和ふれあい健康プラザ

▶公民館等集会所施設

しもだて地域交流センター
生涯学習センター（ペアーン）
明野公民館（イル・プリランテ）
各地区公民館
協和転作促進研修センター
ちくせい市民協働まちづくりサロン

▶屋内体育施設

下館総合体育館、下館トレーニングセンター、下館武道館、関城体育館、明野トレーニングセンター、明野武道館、協和の杜体育館、協和多目的研修センター

▶屋外体育施設

下館運動場、成田スポーツ公園、鬼怒緑地、関城運動場、関城富士ノ宮球場、明野運動広場、明野球場、明野中央公園、つくば明野工業団地スポーツ公園、協和球場、協和サッカー場、協和の杜テニスコート

▶学校体育施設（屋内・屋外）

市内小学校20校、中学校7校
※学校開放

▶教育施設

しもだて美術館、板谷波山記念館

▶その他の施設

宮山ふるさとふれあい公園

利用できる施設

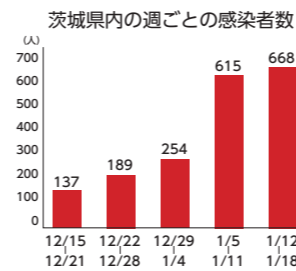
▶教育施設

中央図書館、明野図書館
（視聴覚室、会議室などは利用中止）

緊急事態宣言

茨城県独自の宣言が発令中です

期間＝2月7日(日)まで 対象地域＝県内全域



新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることから、1月15日、県は独自の緊急事態宣言を発令しました。同様に筑西市内においても、感染者が増加しています。期間中は特に、下記の緊急事態措置にご理解とご協力をお願いします。

県独自の緊急事態措置の内容

▶県内の不要不急の外出自粛

県内全域において、不要不急の外出・移動の自粛を要請。



STAY HOME

▶営業時間短縮要請

すべての飲食店に対し、午後8時から午前5時まで営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）を要請。（協力金の申請などについては下記参照）
※テイクアウトとデリバリーは午後8時以降も営業可。

▶他都道府県との不要不急の往来自粛など

不要不急の外出は控えましょう！



①緊急事態宣言が発令されている都道府県との不要不急の往来自粛を要請。

②直近1週間の陽性者が人口10万人あたり15人を超える都道府県との往来（通勤・通学含む）の際は、感染症対策を徹底するなど特に注意するよう要請。

その他の措置 イベントなどの開催制限、出勤者数の削減（テレワークの活用、時差出勤など）、学校における部活動の制限、社会福祉施設従業員の緊急検査を実施など。詳しくはHPで→



営業時間短縮要請に係る協力金の申請について

茨城県独自の緊急事態宣言により、営業時間の短縮にご協力いただいた飲食店に協力金が支給されます。

▶要請の内容＝1月13日（感染拡大市町村の要請日）から2月7日までのすべての期間、午後8時から午前5時までの間の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）

▶対象者＝以下に該当する、すべての飲食店

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けている者であること
- 要請を行った日以前に営業を開始した飲食店等を管理する法人又は個人事業主であること
- 「いばらきアマビエちゃん」に登録していること
- 元々（コロナ禍以前）午後8時以降も営業している飲食店であること

新型コロナウイルス 感染症対策

1/20
時点



手洗いは石けんで
ていねいにね

うすはけない
もちわかない

感染症に関する相談窓口

- ▶筑西保健所 ☎ 0296-24-3911
（平日 午前9時～午後5時）
- ▶茨城県庁内 ☎ 029-301-3200
（午前8時30分～午後8時）
- ▶電話での相談がむずかしい人
FAX 029-301-6341

協力金に関する問い合わせ

茨城県営業時間短縮要請及び
協力金問い合わせ窓口

☎ 029-301-5393

受付：午前9時～午後5時
（当面、土日祝日を含む）



事業者も市民のみなさんも
「いばらきアマビエちゃん」
の登録をお願いします。

